

指定旧供給地点小売供給約款

(東小川角栄団地)

2025 年 3 月 21 日

角 栄 ガ ス 株 式 会 社

目 次

I. 供給約款の適用	1
1. 適 用	1
2. 供給約款の認可及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 日数の取扱い	3
II. 使用の申込み及び契約	4
5. 使用の申込み	4
6. 契約の成立及び変更	4
7. 承諾の義務	5
8. 名義の変更	5
9. ガス使用契約の解約	5
10. 契約消滅後の関係	6
III. 工事及び検査	7
11. 工事の設計見積もり等	7
12. 工事の実施	7
13. 工事に伴う費用の負担	8
14. 工事費等の申受け及び精算	11
15. 供給施設等の検査	12
IV. 検針及び使用量の算定	13
16. 検 針	13
17. 計量の単位	14
18. 使用量の算定	14
19. 使用量のお知らせ	15
V. 料 金 等	16
20. 料金の適用開始	16
21. 支払期限	16
22. 料金の算定及び申受け	16
23. 単位料金の調整	18
24. 料金の精算等	19
25. 保 証 金	19
26. 料金の支払方法	19

27-1. 料金の口座振替	20
27-2. 料金のクレジットカード払い	20
28. 料金の払込み	20
29. 料金の当社への支払日	20
30. 遅収料金の支払方法	21
31. 料金の支払順序	21
32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	21
VI. 供 給	21
33. 供給ガス圧力及び成分	21
34. 供給又は使用の制限等	21
35. 供給停止	22
36. 供給停止の解除	22
37. 供給制限等の賠償	23
VII. 保 安	23
38. 供給施設の保安責任	23
39. 周知及び調査義務	23
40. 保安に対するお客さまの協力	24
41. お客さまの責任	24
VIII. そ の 他	24
42. 使用場所への立入り	24
付 則	26
別 表	
第1 指定旧供給地点	27
第2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式	29
第3 適用する料金表	31
第4 早収料金の日割計算（１）	33
第5 早収料金の日割計算（２）	34
第6 供給ガスの圧力等	35

I 供給約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が一般の需要に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この指定旧供給地点小売供給約款（以下「本供給約款」といいます。）によります。
- (2) 本供給約款は、別表第1の供給地点（関東経済産業局長の指定を受けた指定旧供給地点をいいます。以下同じ。）に適用いたします。
- (3) 本供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本供給約款の趣旨に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

2. 供給約款の認可及び変更

- (1) 本供給約款は、旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第17条第1項の規定に基づき関東経済産業局長の認可を受け設定し、その後旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第17条第1項、第3項若しくは第6項、改正法附則第30条第1項又は改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第17条第3項若しくは第6項の規定に基づき変更をしたものです。
- (2) 当社は、改正法附則第30条第1項の規定に基づき関東経済産業局長の認可を受けて、又は改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第17条第3項若しくは第6項の規定に基づき関東経済産業局長に届出て、本供給約款を変更する事があります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の指定旧供給地点小売供給約款によります。
- (3) 当社は、特別な事情がある場合は、改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第37条の6の2の規定に基づき関東経済産業局長の認可を受けて、本供給約款に定める供給条件以外の供給条件（以下「特別供給条件」といいます。）によるガスを供給することがあります。

3. 用語の定義

本供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

一 圧力

- (1) 「圧力」 … ガス栓の出口におけるガスの静圧力(全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。
- (2) 「最高圧力」 … お客様に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (3) 「最低圧力」 … お客様に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (4) 「ガス工作物」 … ガスの製造及び供給の為の施設であって、ガス事業の為に用いるものをいいます((6) から (11) 迄の設備は全て「ガス工作物」に当たります。)

— 供給施設 —

- (5) 「供給施設」 … ガス工作物の内、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属設備をいいます。

— 導管 —

- (6) 「本支管」 … 原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。)に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取器(導管内に溜まった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。

なお、次の各号の全てを満たす私道に敷設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行う事に関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条2項に定める普通自動車の通行が可能である事
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものである事
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生する恐れや第三者の所有地に影響を及ぼす恐れがない事
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期に亘り確保されるものである事
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できる事
- (7) 「供給管」 … 本支管から分岐して、お客様が所有又は占有する土地と道路との境界線に至る迄のものをいいます。
- (8) 「内管」 … (7)の境界線からガス栓迄の導管及びその付属施設をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (9) 「ガスメーター」 … 料金算定の基礎となるガス使用量を計量する為に用いられる計量器をいいます。
- (10) 「マイコンメーター」 … マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏洩、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当社が設定した条件に一旦した時は、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
- (11) 「メーターガス栓」 … ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

— ガス機器 —

- (12) 「ガス機器」 … ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体の他給排気設備等の付属装置を含みます。

— その他の定義 —

- (13) 「ガス工事」 … 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (14) 「検針」 … ガスの使用量(以下「使用量」といいます。)を算定する為に、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読取る事をいいます。
- (15) 「消費税等相当額」 … 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (16) 「消費税率」 … 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本供給約款においては10%といたします。
- (17) 「改正法」 … 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）をいいます。
- (18) 「旧ガス事業法」 … 改正法第5条の規定による改正前のガス事業法をいいます。

4. 日数の取扱い

本供給約款においては、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

Ⅱ 使用の申込み及び契約

5. 使用の申込み

- (1) ガスを新たに使用する方(ガスを新たに使用する為のガス工事のみを申し込む方を含みます。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ本供給約款を承諾の上当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます(12(1)ただし書きにより当社が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます)にガス工事を申し込む方を除きます。)。
- (2) (1)のガス使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更する事をいいます。
- (3) 当社が必要と認めた時は、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (4) 申込みの受付場所は事業所、又は当社の指定した特約店（以下「事業所等」といいます。）といたします。
- (5) 建築事業者、宅地造成事業者等(以下「建築事業者」といいます。)は、ガスを使用されるお客様の為(1)のガス工事を当社に申し込む事ができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客様として取扱います。

— ガスメーターの決定 —

- (6) 当社は、(1)の申込みに応じて、ガスメーターの能力(計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量の事であり、立方メートル毎時の数値で表わします。)を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申込みの時に、お客様が設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器(使用開始に当って、(2)に規定する使用状況を変更する事なく使用できるガス機器に限ります。)が同時に使用された時の1時間当りの標準ガス消費量を通過させる事のできる適正なガスメーターの能力といたします。
- (7) 家庭用にガスを使用される場合には、(6)の標準的ガス消費量を算出するに当り、次のガス機器を算出の対象から除きます。
 - ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
 - ② 暖房器具又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとしします。）
- (8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客様と協議の上(6)の標準的ガス消費量を算出する事があります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます）又はガス工事に関する契約(以下「ガス工事契約」といいます。)は、当社が 5(1)のガス使用又は

ガス工事の申込みを承諾した時に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

- (2) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)に係らず契約書作成時に成立いたします。

7. 承諾の義務

- (1) 当社は、5(1) ガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、(2) 及び(3)に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法律、命令、条例又は規則(以下「法令等」といいます。)によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (3) 当社は、申込者が当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、(2) 又は(3)によりガス使用又はガス工事の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客様のガス使用契約に関する全ての権利及び義務(前に使用されていたお客様の料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客様とのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申込んでいただきます。

9. ガス使用契約の解約

- (1) ガスの使用を廃止しようとするお客様は、あらかじめその廃止の期日を事業所等に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。

- 但し、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
- (2) お客様が当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、既に転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる時は、当社がガスの供給を終了させる為の措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断する事をいいます)を取る事があります。この場合、この措置を取った日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、既に 35 の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (3) 当社は、7(2)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客様に通知する事によって、ガス使用契約を解約する事があります。この場合、ガス使用契約の解除を行う 15 日程度前及び 5 日程度前(休日を含みます。)までにお客様に解除日を明示して予告いたします。
- (4) 当社は、35 の規定によってガスの供給を停止されたお客様が、当社の指定した期日迄に、その理由となった事実を解消しない場合には、文書でお客様に通知する事によって、ガス使用契約を解約する事があります。この場合、ガス使用契約の解除を行う 15 日程度前及び 5 日程度前(休日を含みます。)までにお客様に解除日を明示して予告いたします。

10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客様との間に生じた料金その他の債権及び債務は、9 の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。
- (2) 当社は、9 の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引続き置かせていただく事があります。

Ⅲ 工事及び検査

1 1. 工事の設計見積り等

当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細をお知らせし、お客様と協議の上、工事予定日を決定いたします。

1 2. 工事の実施

— ガス工事の施工者等 —

(1) ガス工事は、当社に申込んでいただき、当社が施工いたします。但し、(2)に定める工事は、承諾工事人に申込んでいただき、承諾工事人に施工させる事ができます。

(2) ガス工事の内、お客様が承諾工事人に申込み、施工させる事ができる工事は、低圧(ゲージ圧力で 0.1 メガパスカル未満の圧力をいいます)でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が 16 立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物(ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます)で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

イ. フレキ管を配管してガス栓を増設する工事

ロ. フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事

ハ. 継手のみ使用してガス栓を増設する工事

ニ. 継手のみ使用してガス栓の位置を替える工事

ホ. ガス栓のみを取替える工事

ヘ. イ～ホの工事に伴う配管の撤去工事

(3) お客様がガス工事を承諾工事人に申込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客様と承諾工事人との間で定めていただく事とし、当社はこれに関与いたしません。

また、その工事に関して補修が必要である時、お客様が損害を受けられた時等には、お客様と承諾工事人との間で協議の上解決していただく事とし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客様に引渡すに当っては、あらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客様に引渡すに当っては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。但し、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行う事があります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了する迄当社は当該施設の使用をお断りする事があります。

ー ガスメーターの設置 ー

(7) 当社は、1 需要場所につきガスメーター1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取扱います。なお、お客様の申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断した時には、1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置する事があります。

① マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合には、各1 戸を1 需要場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の全ての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されている事

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して施設されている事

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事の為の設備等）を有する事

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取扱います。

(8) 当社は、お客様と協議の上、適正に計量する事ができ、且つ、検針、検査、取替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

ー 供給施設等の設置承諾 ー

(9) 当社は、3(7)の境界線内において、そのお客様の為に必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客様は、その場所が借地又は借家である時は、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じて、当社は責任を負いません。

(10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス使用契約の締結に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

1 3. 工事に伴う費用の負担

ー 供給施設の所有区分と工事費 ー

(1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。

(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われる迄は当社が留保するものとし、お客様は当社の承諾なしに使用する事はできません。この場合、その旨の表示を付す事があります((4)において同じ。))。

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（但し、下記②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当り、1 個当り又は 1 箇所当り等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所に掲示しています。

イ. 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ. 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ. 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場迄の材料運搬費及び工作車に係る費用に基づき算出いたします。

ニ. 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ. 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ. 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ. 特別な設備の組込を必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ. 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組込まれた工事材料をお客様が提供する工事

(4) お客様の申込みによりそのお客様の為に設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。

(5) (4)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(6) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客様にご負担していただきます。但し、

ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

(7) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、(10)の場合を除き当社が負担いたします。但し、お客様の申込みにより供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客様にご負担していただきます。

(8) 本支管及び整圧器((4)の整圧器を除きます。)は、当社の所有とし、その工事費は、(10)の場合を除き当社が負担いたします。

一 工事材料の提供と工事費算定 一

(9) 当社は、お客様が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社は、お客様が工事材料を提供する場合(②を除きます。)には、検査を行い、それを用いる事があります。但し、ガス事業法令の定める基準に適合している事を要します。お客様が工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料(所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。)をお客様にご負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する場合には、検査を行い、それを用いる事があります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料(所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。)をお客様にご負担していただきます。

③ ②のお客様が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定等について契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものである事
ロ 当社が指定する講習を終了した者により、当社が指定する工場内で、あらかじめ組み込まれたものである事

一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 一

(10) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲する事を目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。但し、既築の建物が予定される区画数に対し50%以上ある場合を除きます。

② 当社は、その供給地点の内3年以内にガスの供給を開始する事ができない供給地

点がある時は、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として、そのお客様にご負担していただきます。その場合、3 年経過後のガス使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の 50%を超えるものとし、特別の事情がある場合は、その 30%以上とする事ができます。

— 修繕費の負担 —

- (11) お客様所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。)は、お客様にご負担していただき当社所有の供給施設の修繕費は、当社が負担する事を原則といたします。

— 工事の変更・解約の場合の損害賠償 —

- (12) 工事着手後、お客様の都合によって供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただく事を原則といたします。但し、工事を実施していない部分につき、14(7)に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在する事が判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、協議による事といたします。
- (13) (12)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
- ① 既に実施した設計見積りの費用(消費税等相当額を含むものといたします)
 - ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費(消費税等相当額を含むものといたします。)及び工具・機械等の使用に要した費用(消費税等相当額を含むものといたします。)
 - ③ 原状回復に要した費用
 - ④ その他工事の実施についての特別の準備をした事による損害

1 4. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、13(3)から(7)迄及び(9)の規定によりお客様にご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日迄に全額申し受けます。
- (2) 当社は、13(10)の規定によりお客様にご負担していただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガス使用の申込みをいただいた時に新たな本支管及び整圧器(13(4)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態になった日をいいます。)の前日迄に全額申し受けます。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客様にご負担いただく 13(3)から(7)、(9)及び(10)の規定により算定した工事費及び

工事負担金(以下「工事費等」といいます。)を、その工事完成日迄に2回以上に分割して申し受ける事があります。

① 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日迄が、原則として6ヶ月を超える工事をいいます。)

② その他、当社が特に必要と認めた工事

(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事(工事費が10万円以下の工事をいいます。)については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客様からの申し出があれば、工事完成日以降に申し受ける事ができます。

(5) 当社は、お客様所有の既設内管を、そのお客様からの申込みに基づき、保安上の理由により取替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客様からの申し出があれば、工事完成日以降に申し受ける事ができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただく事があります。

(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けま

す。

(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じた時は、工事完成後、遅滞なく、精算する事といたします。

① 工事の設計後にお客様の申出により、導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあった時

② 工事の設計時に予知する事ができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更のあった時

③ 工事に要する材料の価額(消費税等相当額を含むもの)といたします。)又は労務費に著しい変動のあった時

④ その他工事費(消費税等相当額を含むもの)といたします。)に著しい差異が生じた時(8) 当社は、13(10)によりいただいた工事負担金について、3年経過後における供給地点の数に差異が生じた時は、精算いたします。

15. 供給施設等の検査

(1) お客様は、当社にガスメーターの計量の検査を請求する事ができます。この場合、検査料(検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの)といたします。(2)において同じ。)をご負担していただきます。

但し、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。

(2) お客様は、内管、ガス栓、ガス機器等の検査を当社に請求する事ができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかに関わらず検査料をご負担していただきます。

(3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客様に

お知らせいたします。

- (4) お客様は、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立会い、又は代理人を立会わせる事ができます。

IV 検針及び使用量の算定

16. 検 針

— 検針の手順 —

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針(この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。)を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定 … 効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定 … 検針区域毎に検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮の上検針を行う日を定めます。

- (2) 当社は、(1)の検針日以外に次の日に検針を行います。

- ① 新たにガスの使用を開始した日(お客様の申込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。但し、検査等の為一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。)
- ② 9(1)又は(3)の規定により解約等を行った日
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日
- ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日
- ⑤ ガスメーターを取替えた日

— 検針の省略 —

- (3) 当社は、お客様が新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日迄の期間が5日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わない事があります。
- (4) 当社は、ガス使用契約が9(1)又は9(2)により解約する場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日迄の期間が4日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする事があります。
- (5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日迄の期間が5日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする事があります。
- (6) 当社は、お客様の不在又は災害等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第2位以下の端数は、読みません。
- (3) 18(9)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は、切捨てます。

18. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取替えた場合には、取外したガスメーター及び取付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

- (2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び21(1))において同じ。)

- ① 16(1)及び(2)①から④迄の日であって、検針を行った日
- ② 18(4)から(7)迄の規定により使用量を算定した日
- ③ 18(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日迄の期間(②及び③の場合を除きます。)
- ② 新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日迄の期間
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日に36の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日迄の期間

一 お客様が不在の場合の使用量 一

- (4) 当社は、お客様が不在等の為検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、

各々見直いたします。

$$\textcircled{1} \quad V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2 \quad (\text{小数点第2位以下の端数は切上げます。})$$

$$\textcircled{2} \quad V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 当社は、お客様が不在等の為検針できなかった場合において、そのお客様の不在等の期間が明らかな時には、その推定料金算定期間の使用量は次の通りといたします。

① お客様が推定料金算定期間を通じて全く不在等であった事が明らかな時には、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客様の過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定する事が可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客様が不在等の為検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

一 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 一

(8) 当社は、災害等やむを得ない事情の為検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている事が判明した場合には、お客様と協議の上、ガスメーターを取替えた日の前3ヶ月分を超えない範囲内で、別表第2の算式により使用量を算定いたします。但し、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3ヶ月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客様と協議の上、使用量を算定いたします。

(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客様が多数発生し、使用量算定についてお客様との個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定する事があります。なお、お客様より申出がある場合は、協議の上改めて使用量を算定し直します。

19. 使用量のお知らせ

当社は、18の規定により使用量を算定した時には、速やかにその使用量をお客様にお知らせいたします。

V 料 金 等

20. 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。

21. 支払期限

(1) お客様がお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。

① 検針日(16(2)①、④、及び18(8)を除きます。)

② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日

③ 18(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます)が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日

(2) 料金は、(3)に定める支払期限日迄にお支払いいただきます。

(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。但し、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに当社で定めた1月4日をいい、22(2)及び35においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

22. 料金の算定及び申受け

— 料金の種類 —

(1) お客様は、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただく事ができます。

— 早収料金 —

(2) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算定されたもの(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日迄早収料金適用期間を延長いたします。

(3) 当社は、口座振替により料金のお支払をいただいているお客様について、当社の都合に

より、料金を早収料金適用期間経過後にお客様の口座から引落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払があったものとします。

— 早収料金の算定方法 —

- (4) 当社は、別表第 3 の料金表を適用して、19 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。但し、12(7)なお書の規定により、お客様が 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客様から申込みがあった時は、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、早収料金を算定いたします。((7) 及び (8) の場合も同様といたします。)

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (5) 当社は、(6) の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 ヶ月」として早収料金を算定いたします。
- (6) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。但し、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日迄の期間が 24 日以下又は 36 日以上となった場合
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合
 - ③ 9(1) から (3) の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合
 - ④ 35 の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合(16(5)により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
 - ⑤ 36 の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合(16(5)により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
 - ⑥ 34(1) の規定によりガスの供給を中止し又はお客様に使用を中止していただいた日の翌日迄にガスの供給を再開しなかった場合。但し、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (7) 当社は、(6) ①から⑤迄の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第 4 によります。
- (8) 当社は、(6) ⑥の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第 5 によります。

— 遅収料金 —

- (9) 料金の支払が、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を 3 %割

増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

— 端数処理 —

- (10) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

- (11) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金(基準単位料金又は調整単位料金)をあらかじめお客様にお知らせし、お客様が料金を算定できるようにいたします。

23. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上の時

調整単位料金（1立方メートル当り）

$$= \text{基準単位料金} + 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の時

調整単位料金（1立方メートル当り）

$$= \text{基準単位料金} - 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当り）

82,660円

- ② 平均原料価格（トン当り）

別表第3の2(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当りプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入

し 10 円単位といたします。)を平均原料価格といたします。但し、その金額が 132, 260 円以上となった場合は、132, 260 円といたします。なお、平均原料価格は、当社の事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上の時

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の時

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

24. 料金の精算等

(1) 当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既にいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。

(2) 当社は、既に料金としていただいた金額と 18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。

25. 保証金

(1) 当社は、5(1)の申込みをされる方、又は支払期限日を経過してもなお料金の支払がなかったお客様から、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客様の予想月額料金の 3 ヶ月分(お客様が設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前 3 ヶ月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預る事があります。

(2) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。

(3) 当社は、お客様から保証金を預かっている場合において、そのお客様から支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、且つ、当社の督促後 5 日以内になお支払がない時は、保証金と利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客様に補充していただく事があります。

(4) 当社は、預り期間経過後、又は 9 の規定により契約が消滅した時は、保証金と利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます)を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年 6 %の利率でその預り期間に応じて複利により計算いたします。

26. 料金の支払方法

料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月支払っていただきます。また、36(1)①及び②に規定する料金、並びに口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている料金は、払込みの方法により支払っていただきます。但し、当社が必要と認めた場合は、当社が伺わせる集金員にお支払いいただく事があります。

27-1. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客様は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了する迄は料金を払込みの方法で支払っていただきます。

27-2. 料金のクレジットカード払い

- (1) お客様は、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを選択される場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法により支払っていただきます。
- (2) お客様は料金をクレジットカード払いの方法での支払いを選択される場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の支払い方法として、クレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは払込みの方法で支払っていただきます。

28. 料金の払込み

使用者は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所で支払っていただきます。

- ① 当社が指定した金融機関等
- ② 当社の事業所等

29. 料金の当社への支払日

- (1) 当社は、お客様が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から引落された日に当社に対する支払がなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客様が料金を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。

- (3) 当社は、お客様が料金をクレジットカード払いで支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払がなされたものいたします。

30. 遅収料金の支払方法

- (1) お客様が遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日迄にお支払いいただき、この金額と遅収料金との差額(以下「遅収加算額」といいます。)を、当社の請求により、翌月以降にお支払いいただきます。
- (2) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、当社の請求により翌月以降の料金と同時ににお支払いいただきます。

31. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関
- ② 当社の事業所等

VI 供 給

33. 供給ガスの圧力及び成分

- (1) 当社は、別表第1の供給地点に対し、別表第6に定める圧力及び成分(以下「圧力等」といいます。)のガスを供給いたします。
- (2) 当社は、(1)に規定するガスの圧力等を維持できない事によって、お客様が損害を受けられた時は、その損害の賠償の責任を負います。但し、この場合当社の責めに帰すべき事由がない時は、当社はその賠償の責任を負いません。

34. 供給又は使用の制限等

- (1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客様に使用の制限若しくは中止をしていただく事があります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施の必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合

- ⑤ ガス漏れによる事故の発生の恐れがあると認めた場合(40(1)の処置をとる場合を含みます。)
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生の恐れがあると認めた場合
 - ⑦ その他保安上必要がある場合(40(4)の処置をとる場合を含みます。)
- (2) 当社は、33(1)に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給を制限若しくは中止をし、又はお客様に使用の制限若しくは中止をしていただく場合には、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適当な方法でお知らせいたします。

3 5. 供給停止

当社は、お客様が次に各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止する事があります。この場合、当社が損害を受けた時は、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を行う 15 日程度前及び 5 日程度前(休日を含みます。)までに予告いたします。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金の支払がない場合
- ② 当社とその他のガス使用契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金について
 - ①の事実があり、期日を定めてお支払を求めたにも係らず、なお期日迄にお支払がない場合
- ③ 本供給約款に基づいてお支払を求めた料金以外の債務について、お支払がない場合
- ④ 42 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ 3(7)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 40(5)の規定に違反した場合
- ⑧ その他本供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

3 6. 供給停止の解除

- (1) 35 の規定により供給を停止した場合において、お客様が次の各号に掲げる事由に該当する事を当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するに当って保安上その他の必要がある場合には、お客様又はお客様の代理人に立会っていただきます。

- ① 35①の規定により供給を停止した時は、支払期限日が到来した全ての料金を支払

われた場合

② 35②の規定により供給を停止した時は、当社との他のガス使用契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合

③ 35③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止した時は、その理由となった事実を解消し、且つ、当社に対して支払を要する事となった債務を支払われた場合

(2) 当社は、供給の再開は原則として午前9時から午後5時の間に速やかに行います。

37. 供給制限等の賠償

当社が9(4)、34又は35の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をした為に、お客様が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がない時は、当社は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保 安

38. 供給施設の保安責任

(1) 内管及びガス栓等、13(1)および(4)の規定によりお客様の資産となる3(7)の境界線よりガス栓迄の供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。

(2) 当社は、ガス事業法令の定める所により、(1)の供給施設について(3)に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客様の承諾が得られない事により検査ができなかった場合等、お客様が当社の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられた時は、当社は賠償の責任を負いません。

(2) 当社は、ガス事業法令の定める所により、3(8)に規定する内管及びガス栓について、お客様の承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客様にお知らせいたします。

39. 周知及び調査義務

(1) 当社は、お客様に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止する為、ガス事業法令の定める所により、報道機関、印刷物等を通じ、必要な事項をお知らせいたします。

(2) 当社は、ガス事業法令の定める所により、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂釜、湯沸器等のガス機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置を取らなかった時に生ずる結果をお知らせいたします。

(3) 当社は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定める所により、再び調査いたします。

40. 保安に対するお客様の協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感知した時は、直ちにガスメーター栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置を行います。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客様に当社がお知らせした方法で、中断の解除の為の操作をしていただく事があります。供給又は使用の状態が復旧しない時は、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客様は、38(3)及び39(2)の通知を受けた時は、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置を取っていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りする事があります。
- (5) 当社は、お客様が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(1)に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置する事をお断りいたします。
- (6) 当社が12(8)の規定により設置したガスメーターについては、検針、検査及び取替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

41. お客様の責任

- (1) お客様は、39(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正且つ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。

VIII その他

42. 使用場所への立入り

当社は、次の各号に掲げる作業の為必要な場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客様の供給施設又はガス機器の設置の場所に立入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立入る事を承諾していただきます。なお、お客様の求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ① 検 針
- ② 検査及び調査の為の作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業
- ④ 9(1)又は(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させる為の作業

- ⑤ 34 又は 35 の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止の為の作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

附 則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、2025 年 3 月 21 日から実施いたします。

2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

別 表
第 1

指 定 旧 供 給 地 点

供給地点群名 東小川角栄団地

供給地点

供給地点

埼玉県比企郡小川町

東小川角栄団地

1 号 ～ 3 号

5 号 ～ 8 号

10 号 ～ 41 号

43 号 ～ 1,511 号

1,554 号 ～ 1,573 号

S1 号 ～ 3 号

S5 号 ～ 8 号

S10 号 ～ 35 号

(A)(B)(D)(E)(F)(G)(H)(I)(J)(K)(M)

東小川 2-22

東小川 2-22-5

供給地点数 1,574 戸

別 表

第 2

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、18(4)の規定により算定する使用量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(%)

別 表

第 3

適用する料金表

1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8 立方メートル迄の場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 8 立方メートルを超え、30 立方メートル迄の場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 30 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した

調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表A

- (1) 基本料金(消費税等相当額を含みます。)

1ヶ月およびガスメーター1個につき	942.70円
-------------------	---------

- (2) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1立方メートルにつき	460.94円
------------	---------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B

- (1) 基本料金(消費税等相当額を含みます。)

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,276.00円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1 立方メートルにつき	4 1 9 . 2 8 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金(消費税等相当額を含みます。)

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	2, 4 6 4 . 2 6 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1 立方メートルにつき	3 7 9 . 6 7 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金といたします。

別 表

第 4

早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 3 を適用する場合、料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 ヶ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} \div 30$$

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第 3 の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第 3 の料金表における基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 3 における適用基準と同様といたします。

別 表

第 5

早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 3 を適用する場合、料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差引いた日数で除した 1 ヶ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) \div 30$$

(備 考)

② 基本料金は、別表第 3 の料金表における基本料金

供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日迄の日数。但し、31 日以上の場合は 30 日

③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第 3 の料金表における基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 3 における適用基準と同様といたします。

別 表

第 6

供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

- | | | | |
|---------|---|---------------------|--|
| (1) 圧 力 | { | 最高圧力 3.2 キロパスカル | |
| | { | 最低圧力 2.2 キロパスカル | |
- (2) ガスの規格 「い号」液化石油ガス
- | | | | |
|-------------------|---|---------------------|---------|
| (3) 液化石油ガス
の成分 | { | プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 | 94.5%以上 |
| | { | エタン及びエチレンの合計量の含有率 | 5.0%以下 |
| | { | ブタジエンの含有率 | 0.5%以下 |
- (4) 液化石油ガスの
標準的な熱量 100.46 メガジュール／立方メートル